

第1248回 高知市教育委員会 2月定例会 議事録

1 開催日 令和3年2月26日（金）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第3号 第2期高知市教育振興基本計画の策定について

日程第3 市教委第4号 令和3年4月1日付け教職員の人事異動について

日程第4 市教委第5号 高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

日程第5 市教委第6号 高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

日程第6 市教委第7号 高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則の一部改正について

日程第7 市教委第8号 高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

日程第8 市教委第9号 高知市教育次長担任意務に関する規則の一部改正について

報告 ○第482回高知市議会臨時会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○第483回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	理事	貞 廣 岳 士
	教育次長	弘 瀬 健一郎
	参事教育環境支援課長事務取扱	岩 原 圭 祐
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	学校教育課教育企画監	平 井 千加子
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中 井 昭 秀
	教育政策課長補佐	濱 田 光
	学校教育課人事班長	田 邊 裕 貴
	人権・こども支援課生徒指導班長	武 田 和 久
	学校教育課人事班管理主事	川 元 雅 一
	学校教育課人事班管理主事	岡 崎 大 幸

教育政策課総務担当係長
教育政策課主任

神 岡 純 子
西 村 夏 海

1 令和3年2月26日（金） 午後4時～午後5時30分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後4時

山本教育長

ただいまから第1248回高知市教育委員会2月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員、よろしくお願ひいたします。

野並委員

はい。

山本教育長

それでは、議案審査に移ります。

本日は議案が7件、報告事項が2件となっています。

議案のうち1議案は人事案件のため秘密会となりますので、先にそれ以外の議案及び報告事項から進めたいと思います。

それでは、日程第2 市教委第3号「第2期高知市教育振興基本計画の策定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課教育企画監

「第2期高知市教育振興基本計画の策定について」ご説明いたします。本計画はこれまでに10月23日の教育委員会定例会、1月21日の総合教育会議においてご意見をいただき、その後、事務局と策定委員会で順次協議をしましてまいりました。本日は、総合教育会議以降、策定委員会を経て、追加、修正、変更になった内容についてご説明させていただきます。

それではまず表紙を開けていただきまして、「はじめに」をご覧ください。

「はじめに」の構成は、まず変化の激しいこれからの社会で生き抜く子供たちを育むために、学校教育において求められること、次に、これまでの本市における教育の取組、そして、これまでの取組を通じた成果と課題、続いて、この度の「第2期高知市教育振興基本計画」の策定、最後に結びの言葉としております。

続いて、3ページをご覧ください。総合教育会議でいただいたご意見や、SDGsに読み仮名を付けること、SDGsの17のゴールについて、詳しい資料を付けることにつきまして、対応をいたしました。17のゴールの資料は46、47ページに掲載しております。

また、3ページ下の基本目標とSDGsのゴールの対応表につきましては、基本目標Ⅳと「貧困をなくそう」というSDGsのゴールは関連性が高いのではないかとご意見と、この対応表を見て、対応していない項目については取組を行わないと誤解されないように工夫するようにとのご意見をいただきました。そこで、まず、「貧困をなくそう」のゴールにつきましては、子供たちへの学力保障、生きる力の育成そのものが、子供たちの将来の貧困を防ぐための取組であると常に意識をしておりますので、学校、家庭、地域との協働の下、子供たちを育む基本目標Ⅳにおきましても、「貧困をなくそう」を関連性の高いゴールとして位置付けることといたしました。併せて、他のゴールも見直し、基本目標Ⅰの取組の中に「高知チャレンジ塾」や様々な子供たちへの支援、家庭への支援といった取組があることからSDGsのゴールである「3 すべての人に健康と福祉

を」のゴールを新たに位置付けました。また、対応表の吹き出しの部分には、この対応表に位置付いていないゴールについても、関連性を意識しながら取り組んでいくということを記載するようにいたしました。

続いて、10ページをご覧ください。事前に委員さんにお配りしていた資料にマーカーを入れておりませんでした。本日、机の上に置いている資料にはマーカーを入れております。「5 学校を取り組まなく社会の動向」の(1)「急速な技術革新と超スマート社会の到来」に加筆をしております。これは、今年1月26日に公表された「中央教育審議会方針」のG I G Aスクール構想の記述の中に、感染症や災害の発生等の際の学びの保障についての記載がありましたことから、その内容に併せて黄色いマーカーの部分に加筆いたしました。

続いて、24ページをご覧ください。主要施策「道徳教育の推進」の部分ですが、つい先日情報が入り、新たに修正したところになります。主な事業として位置付けていた道徳教育推進と健康事業は県教委からの事業だったのですが、先日、県に問い合わせをしたところ、「本事業を来年度からは実施しない」という回答がありましたため、主な事業や取組の内容等を見直ししております。黄色でお示しをしている部分、24ページになります。

次に、45ページをご覧ください。「感染症等の影響を踏まえた「学びの保障」への対応」の定義です。総合教育会議におきまして、「新型コロナウイルス」という固有名詞の使用についてご質問をいただきました。改めて検討をいたしまして、新型コロナウイルス感染症に限定せず、広く感染症等への対応という考え方で、このページの内容を統一することとし、「新型コロナウイルス」の文言を削除いたしました。

そして最後、46、47ページがSDG sの17のゴールの資料となっております。

以上が総合教育会議以降の修正等をした部分になります。ご確認をどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

山本教育長

この件につきましては、最初にもご説明しましたように、定例教育委員会そして市長も出席しました総合教育会議で、それぞれご意見をいただいた部分になっております。それを踏まえての修正でございますので、この修正を含めてご意見があればお願いをしたいと思います。

西森委員

SDG sを大変詳しくしていただいております。これで困ることがなくなりました。

山本教育長

ありがとうございます。

谷委員

いろんな委員さんもいて、教育委員も含めいろんなことをそれぞれがおっしゃって、大変だったのではないかと思いますけれども、そういうものをきちんと受け止めて、より良いものにしたので、とてもいいものになっているのではないかと思います。お疲れ様です。

森田委員

46ページの資料のところで、SDG sと書いて、カタカナ書きもあります。これを見た人のためにも「持続可能な開発目標」という文言も、46ページにあった方がいいのではないかと思います。

学校教育課教育企画監

追加いたします。ありがとうございます。

山本教育長

ありがとうございます。ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第3号「第2期高知市教育振興基本計画の策定について」は、先ほど原案に指摘いただいた部分に修正を加えた上で決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第3号は、原案のとおり決しました。

正式に印刷した上で、また、資料の方を配布させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

日程第4 市教委第5号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

市教委第5号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

趣旨といたしましては、高知市立学校にて発生いたしました、いじめの重大事態事案の調査に対し、今回は学校を調査主体とした調査に専門家を加えるために、新たに委員の委嘱をするものでございます。

高知市いじめ防止等対策委員会は、いじめ防止対策推進法第14条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、高知市教育委員会の附属機関として平成26年に発足いたしました。いじめ防止等対策委員会では、いじめ防止や改善策の検討をはじめ、いじめの重大事態に関する問題など、学校だけでは対処が困難であると教育委員会が判断する事案に関する調査、検証、審議等を行うことになっており、いじめの重大事態が発生した際には、調査委員として対応することが前提となっております。

今回、調査委員として活動するために新たに委嘱いたしますのは、既に委嘱しております6名の委員が、現在、別のいじめの重大事態事案の調査委員として活動しており、複数の事案を掛け持つことが困難であることによるものです。

新たに委嘱予定の委員は、弁護士の方1名、医師の方1名、大学教授の方1名を想定しております。それぞれ、弁護士会、医師会にご推薦を依頼し、現在、医師1名のご推薦をいただいております。大学教授の方につきましては、現在、推薦依頼を準備しているところでございます。

委嘱予定の医師は5ページにございますとおり、町原敦医師でございます。町原医師は、現在、海辺の杜ホスピタルでご勤務されており、精神科医として、児童思春期診療に当たられております。今回、ご担当いただく事案の被害生徒は、医療機関を受診し、薬も処方されているということからも、このような事案の再発防止を図るためにも、医師の観点から学校の対応についての検証及びご助言をお願いすることとしております。ご承認をお願いいたします。

なお、弁護士の方と大学教授の方のご推薦につきましては、その可否を含め、回答が本年3月になる予定となっております。その際には、改めて教育委員会で委嘱のご承認をいただく必要がございますが、被害保護者の方からは「年度内には調査を終えてほしい」というご要望もいただいております。市教委といたしましても、3月にご推薦がございましたら早期に委嘱したいと考えております。教育委員の皆様方にはご迷惑をおかけいたしますが、何とぞよろしく願いいたします。以上でございます。

山本教育長

先ほども説明がありましたように、いじめ防止対策委員、既にこちらの方で任命している方については、別件の調査に当たっているということ、それと高知大学と弁護士会の方にもお願いをしておりますけれども、回答が3月になるということとございまして、議案としては、今回、医師の方の

みを挙げさせていただいております。ただ、早期の調査が必要ということもございますので、もし、大学そして弁護士会の方からも推薦がありましたら、私の方で専決をさせていただいて、それで調査委員ということで、年度内に調査を着手をしたいと考えております。また指名を行いましたら、次回の教育委員会ではご報告をさせていただきますので、私の方への一任ということも含めて、今回の町原先生の議案についてご審議をお願いしたいと思っております。

いかがでしょうか、先ほどの形でよろしいでしょうか。

西森委員

ちょっと確認をさせてください。まず、今、町原先生がご就任いただけるということで、推薦を受けていますが、例えば弁護士やそういう人がまた一人加わったとして、着手はその人が着いてからになるのでしょうかということが一点と、保護者のご要望は「年度内に終わってほしい」ということでしたけど、もうあと1か月なので、実質的な調査期間は恐らく3週間取ればいい方という感じかと思いますが、そういうスケジュール感で大丈夫でしょうかということがもう一点です。あと、この調査というのは第三者委員会ではないので、学校が行うものに助言をするという仕事のほかに、具体的にはどういう任務になっているのかとかヒアリングがあるのかとか、起案があるのか、この辺りのところはいかがなのか、そこを教えてくださいませんか。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

この2件につきまして、「本年度中に」と言われている1件につきましては、どちらかと言いますと、保護者の方がご納得いただけていないということもありまして、年度変わりには一つのタイミングとして、区切りは付けられるようにという思いはございます。もう1件につきましては、この子ども学校に行けていないという状況ではございますけど、年度内という保護者の強い要望があります。今、2年生ですけれども、中学3年生が関わっているということで、卒業してしまうということがありまして、そういう要望がございます。

スケジュールでございますけれども、今回は学校の調査に入っていただくということで、もう既に調査、それと報告書の作成に学校が入っています。この短期間に聞き取りは必要に応じてということになりますけれども、その専門家の方が見て、再度聞く必要があるというようなご判断があった場合には、そういうスケジュールにしたいと思います。基本的には学校が作る報告書に対してご助言、それから、特にドクターに関しましては、このお子さんがこういう状況になる以前に学校として何か対応できなかったのかというようなところも、今後、学校で対応していくためにも、ご助言いただいて、報告書に文書を添えていただくということを考えております。

西森委員

大体分かりました。タイトなスケジュールですが、そういう役割分担で後は頑張るしかないという感じですね。分かりました。ありがとうございます。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第5号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第5号は、原案のとおり決しました。それでは、修正ができましたら、また専決させていただきたいと思っております。

日程第5 市教委第6号から日程第8 市教委第9号までの議事につきましては、令和3年4月1日付けの機構改革に伴い規則の一部改正するものであるため、当該4議案については、事務局からの説明を続けて行った後、質疑等をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異議なし】—————

山本教育長

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

日程第5から第8までの規則改正について、一括して説明をいたします。

まず、日程第5 市教委第6号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」は、機構改革で文化スポーツの部門が市長部局の方に移管されますので、自由民権記念館それと鏡、土佐山、春野の公民館、春野郷土資料館、文化プラザかるぽーとに勤務する職員は、市長部局の職員になりますことから、教育委員会規則のこれらの職員に係る規定を削り、あわせて、大原町の事務所に勤務しておりました学校のゴミ収集を担当している職員の事務所が柳原分館の方に移転をしましたことから、これについても規則の一部を改正するものでございます。9ページが新旧対照表で、第3条が自由民権記念館の勤務時間、第6条が鏡、土佐山、春野の公民館、第7条が春野郷土資料館、第8条が文化プラザの規定です。これらを削り、あと、第9条の大原町事務所を柳原分館に改める改正を行うものでございます。

次に、日程第6 市教委第7号「高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則の一部改正について」は、これも市長部局に移管する施設及びその委員会の名称を削るというもので、13ページが新旧対照表になります。これまで、文化プラザ等、17の対象施設とそれの指定管理の審査に九つの委員会を規定しておりましたが、文化プラザをはじめ、ピアステージや先ほど申しあげました郷土資料館、公民館、あと、運動の施設なども移管することになりますので、これらを削り、残るのは五つの施設と五つの委員会となるように改正をするものでございます。

次に、日程第7 市教委第8号「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」は、機構改革に伴い移管する業務について整理をするものでございまして、16ページが新旧対照表です。これまで、第2条に掲げている事務以外の事務を教育長に委任するというにしておりまして、第2条には教育委員会の人事であったり、教科用図書の取扱い、規則の制定や改廃などを第2条に規定しておりました。その中に、「文化財の市指定に関する事」を規定しておりましたが、これも市長部局に移管することといたしましたので、この部分を削る一部改正を行うものでございます。

最後、日程第8 市教委第9号「高知市教育次長担任事務に関する規則の一部改正について」は、組織の改編によりまして、学校教育担当次長と社会教育担当次長を、教育担当と事務担当といたしましたことから改正をするものです。19ページが新旧対照表です。第2条に両次長が共同で所掌する事務を掲げておりまして、これまでは学校教育関係の予算執行に係る事項につきましては、学校教育担当と社会教育担当の両次長が共同で行う事務としておりましたが、これからは全ての所属の予算執行に係るものは共同の所掌事務といたします。もう一つ、その下の第3条ですが、それぞれの次長に分担するものについては、機構改革後の所課に改正するもので、ほぼ全て両次長でチェックをしていきますが、例えば、所課長の休暇であったり出張報告であったり、旅行命令であったりというようなものは、それぞれの担当の次長を決めておかなければいけないというところで、教育担当と事務担当それぞれに所課を振り分けているところでございます。

四つについては以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

柳原とはどこですか。

教育政策課長

第六小学校から南へ行きまして、橋の北側の西側です。

山本教育長

神社の反対側にあります、4階建てぐらいの建物です。昔の競輪の宿舎でしたけど、あそこに移るといことです。

西森委員

そういうことですね。分かりました。ありがとうございます。

山本教育長

大原町の方に上下水道局の料金関係の事務を行うところが増えてきて、それに伴って押し出された形で柳原の方へ移ってきたということになります。実は上下水道局が浸水地域にありますので、あれを針木浄水場の横に庁舎を建てる計画で、ところが、料金関係の事務をそちらへ持って行ってしまうと非常に利便性が悪くなるので、大原町の、今、江ノ口養護学校が新しくできていますけれども、あれの西のところにある事務所で、元々国体で使っていた事務所ですけども、そこへ上下水道局の料金の収納などをする部署が移ってくるという形になっております。

西森委員

そこがごっそり柳原に行くという話にはならなかったのですね。やはり事情があるのでしょうか。

山本教育長

来られた市民の方が止める駐車場がどうしても必要ということで、柳原の方には駐車場がなくて、地下に入るところがありますけど、非常に止めにくいということもあり、その関係です。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。

山本教育長

今回、教育委員会から削っていますけれども、逆に市長部局の方では、条例を作成するというような形で、法規の方は今、非常に忙しくチェックをしていると思います。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、これらの件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第6号「高知市教育委員会職員のうち特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」、市教委第7号「高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則の一部改正について」、市教委第8号「高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」及び市教委第9号「高知市教育次長担任意務に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よつて、市教委第6号、第7号、第8号及び第9号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。

「第482回高知市議会臨時会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分」の報告について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

お手元にお配りしております「令和3年2月市議会臨時会提出議案一覧」と書いた資料をご覧ください。1の予算議案から順次ご説明いたします。

まず、(1)小中学校と(2)商業高校の「学校施設感染拡大防止対策事業費」計7,440万円の内容といたしましては、学校が新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、教育活動を円滑に継続するために必要な取組につきまして、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、各学校に、消耗品などに使用する配当予算を7月補正予算に引き続き増額するものでございます。下の表にありますとおり、配当額は児童生徒数に基づく学校規模によりまして、1校当たり80万円～320万円となっております。本市では計7,440万円を学校に追加で配当する予定でございます。

次に、(3)小中学校と(4)商業高校の「GIGAスクール構想推進事業費」計120,103,000円の内容といたしましては、GIGAスクール構想の実現に関連しまして、ICT環境の充実を図り、全ての子供たちの可能性を引き出す学びを実現するため、新たに市立学校において環境整備を行うための費用の補正を行うもので、具体的には4点がございます。

まず、1点目は「学校のインターネット接続方法の変更」でございます。添付してあります資料集の1ページをご覧ください。学校からインターネットへの接続環境についてお示ししておりますけれども、現在、市立学校のインターネットの接続は、セキュリティを一括して確保できるよう、図の上にありますように、真ん中辺りの各学校から、一度本市のデータセンターに一旦集約しまして、インターネットに接続する方式をとっております。しかし、児童生徒一人1台のタブレット端末が配置された後、現在の接続方式のまま児童生徒が一斉にタブレット端末を使用した場合、インターネット接続が現行より遅くなるなど、学習活動に支障をきたすことが想定されます。このような状況を避けるため、下の図にありますように、学校ごとに直接インターネットに接続する「ローカルブレイクアウト方式」という方式に変更するため、補正するものでございます。

次に、提出議案一覧の方へ戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。2点目は「たかじょう庁舎へのGIGAスクール用教育ネットワークの整備」でございます。たかじょう庁舎で勤務する市教委の指導主事は、現在は市の情報系ネットワークを利用しており、学校情報系ネットワークは利用できませんが、学校現場と同じ環境でタブレット端末を使用し、ICTを活用した授業づくりや教育活動等に関する学校への支援を行うために必要な学校と同じネットワークを、たかじょう庁舎へ整備する費用について補正するものでございます。

次に、3点目は「高知特別支援学校高等部の生徒及び教員用のタブレット端末の整備」でございます。高知特支の義務教育課程におきましては、一人1台のタブレット端末の整備が行われることが決まっておりますが、その環境で学んだ児童生徒が高等部に進んでも同様の環境で学ぶことができるよう、高等部の生徒及び教員用の端末計66台を整備する費用について補正を行うものでございます。

次に、4点目は「高知商業高等学校の生徒用タブレット端末の整備」でございます。高知商業におきましては、タブレット端末を活用した授業を推進するため、これまで、保護者の負担でタブレット端末の導入をお願いしてきましたが、保護者負担の軽減を図るため、市教委の方でタブレット端末を整備する費用を補正するものでございます。

次に、(5)商業高校の「施設整備費」2,043万円の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策として、教室の窓を開けて授業を行っておりますが、スズメバチ等が教室に侵入し、授業が中断されるなどの支障が発生しておりますことから、安全な環境で授業を提供することができるよう、窓に網戸を設置するための費用の補正を行うものでございます。

次に、(6)春野市民図書館及び春野郷土資料館の「施設整備費」4,431万円でございます。資料集の2ページに資料を添付しておりますので併せてご覧ください。春野市民図書館及び春野郷土資料館の空調設備におきまして、耐用年数を大幅に経過し、交換部品の製造が既に終了しているものがあるなど、今後、故障しても修繕ができない状況であることから、新型コロナウイルス感染症対策として、設備の更新費用を補正するものでございます。

次に、提出議案一覧の3ページをお願いいたします。(7)「総合運動場施設整備事業費」1億4,000万円でございます。こちらも資料の3ページに資料を添付しておりますので、併せてご覧ください。内容といたしましては、設置から22年が経過し経年劣化が進んでおります陸上競技場の空調設備につきまして、昨年11月下旬に故障しまして運転できなくなっておりますことから、新型コロナウイルス対策として冷暖房機能を強化し、窓を開けて使用する際にも快適な室内環境を確保することができるよう、設備の全面更新を行うための費用を補正するものでございます。

次に、(8)及び(9)の繰越明許費の設定と変更についてでございます。地方自治法の規定によりまして、年度内に事業が完了できない事業について、翌年度に繰り越す予算の上限額を設定するもので、内容といたしましては、先ほどご説明をいたしました七つの事業のうち五つの事業について、計1億9,914万円を繰越予算の上限額として設定するほか、残る2事業につきましても既に設定済の事業ではありますが、限度額を合わせて200,103,000円増額しまして、計584,639,000円に変更するものでございます。

次に、提出議案一覧の4ページをお願いいたします。2の予算外議案についてご説明申し上げます。「高知市文化プラザ長寿命化整備事業請負契約締結議案」でございます。資料集の4ページと5ページに、選定委員会による審査結果報告を添付しておりますので併せてご覧ください。本事業につきましては、昨年9月議会で総額40億円の予算の承認を受け、実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、応募のあった2者の中から審査で優先交渉権者に決定した事業者と請負契約の締結を行おうとするもので、契約の締結には議会の議決が必要であるため、2月臨時会に議案を提出したものでございます。

①の契約予定事業者は「大成建設株式会社四国支店」を代表企業とした「大成・荒川電工・エイアンドティ特定事業共同企業体」でございます。

②の事業請負対象金額は、29億8,760万円となっております。

③の仮契約日ですが、2月4日に仮契約を締結済みとなっております。

④の事業期間ですが、契約締結日から令和4年12月31日までとなっております。

⑤の審査結果につきましては、評価項目ごとに評価点数をお示ししておりますが、契約予定事業者の提案内容、提案価格の評価の総合計は700点満点中、583点という評価でございました。契約予定事業者の主な評価内容といたしましては、事業費の抑制や工期の大幅な短縮、市内企業への発注予定額を明示するなど、地域経済への手厚い配慮がなされた提案であったほか、施工計画においても、かるぼーと8階の生涯学習課などが工事期間中も現在の場所を使用することが可能であるといった提案がございました。

⑥のスケジュールでございますが、本契約を締結後、事業に着手し令和4年12月までに改修整備を完了し、その後、機器の調整などの開館準備をしリニューアルオープンに向けて、事業を実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

これらの議案につきましては、最後の端の予算外議案については、2月の臨時会で継続審査ということになりまして、3月の定例会で引き続き審査をする形になっております。それ以外の部分につきましては可決をいただきましたので、今、それぞれ各課において事業の方を進めているところ

でありまして、商業高校のタブレットなどは入札の準備をしております、4月の頭にはなんとか仮契約をしたいということで、また、4月の臨時会を開いていただいて、契約締結議案を審査するような予定になっておりますし、配当予算についても年度内には配当をするようにしています。

継続になった案件については、点数のところを見ていただければ、真ん中の表のところ(2)にあります「設計・改修工事に関する項目」のところの2項目目と3項目目のところが、今回選定されなかった業者の得点が高くなっています。ただ、最終的には全ての項目、価格を除く項目で見ても0.6点の差しかありませんけれども、そういうところで質問が出たりしております、もう少し慎重な審議が必要と判断をされた形になっております。

森田委員

この資料のGIGAスクールのところのタブレットですが、これは子供たちが宿題などで家に持ち帰ることを想定していますか。

山本教育長

商業高校ですか。

森田委員

商業高校も、それから、特別支援もそうです。

山本教育長

特別支援学校については、持ち帰りではなく、学校での授業が中心になると思います。ただ、仮にまた臨時休校などになれば、持ち帰りできるような形の規定の整備はしたいと思っておりますけど、基本的にはタブレット収納庫というものを教室に構えていまして、そこへ入れていくと順番に充電されますので、そういう形になります。ただ、商業高校については、今でも持ち帰って家庭学習で使用していますので、商業については各自に貸与をした上で、各自の管理の下、充電をさせていただいてということで、持ち帰りを想定しています。

森田委員

ありがとうございます。

西森委員

まず、1点目が一覧の2ページ目の商業高校のタブレットの話です。結局、自費負担というか、保護者負担で購入した学年がいくつあったのか、今いらっしゃる子はそういうことになっているかと思いますが、何学年がそういう負担を負うことになったのかということを知りたいのと、あと、次も同じく商業高校、スズメバチ問題ですけれども、内容自体非常に驚いたというところもあります。網戸は入れるのはいいとして、いわゆるアナフィラキシーショック、刺されると大変なことになるとは思いますけど、エピペンというようなものは置いてあるということでよろしいですかということが1点です。

あと、かるぽーとでございます。ランニングコストに関する問題が非常に大きいということでありまして、今、非常に議論があるところだろうと思っておりますが、資料集の4ページの(6)「審査講評」とそれに対する言及があり、改修内容に関して、展示室についてでしょうか、ここの趣旨です。「改修内容に関しては」から、この5行目ぐらいの意味合いをもう少しお聞きしたいと思えました。というのは、一つ改修面からすれば、展示室について、非常に天井が高くて本当すごいと思えますけど、低くして、稼働間仕切りの操作性向上と維持管理コスト削減の提案がなされたということで、それと、展示室については工事自体のコスト削減ですか。ランニングコストではなくて、工事自体のコスト削減かと今思いましたけれども、そういう提案があったということで、しかし、これについては意匠性を十分検討して、審査員の皆様もそれほど乗り気ではなかったというか、いい点はいただいたけど、乗らなかったという趣旨なのだろうかと思いましたが、そういう見方でいいのかということと、「サービス水準向上のための柔軟な設置についてさらなる努力に期待する」という意味合いが、実は全く意味が分からなくて、具体的にどういった話なのかと思えましたこと

が二つ目です。あと、「エレベーターの視認性向上の提案が評価された」と書いてありまして、あそここのエレベーターはガラス張りでしたよね。あれを更に視認性を向上するという提案が出たのかと思いましたが、「エレベーターを介して冷氣、暖気の建物内への拡散について対応策を協議することを期待する」ということは、これも余り評価は得られなかったのではないかとこのことを思いました。ここの5行がどういう意味なのかということ、もう少しかみ砕いて教えていただきたいということがあります。

それと、ちょっと質問が錯綜して恐縮ですが、結局、「任せてくれれば、今後のランニングコストはかなり抑えられたものを作れます」というような、そういった課題に対して直球ストレートなご提案があったのかというようなことも、もし差し支えなければお聞きしたいと思います。以上です。

山本教育長

まず、商業高校ですけれども、タブレットを保護者負担で導入していることが、今現在の1年生は全て、それと、2年生、3年生についてはコースによってタブレットを用意していただいていますけど、全員にとということではないです。そのタブレットの取扱は、実は今回予算化に当たって非常に苦慮したところでして、その買い取りなどそういうことはできないのかということは業者の方と話をしましたけれども、レンタル契約になっている関係で途中解約ができなくて、もし解約する場合については3年間の費用を全て払った上で、プラス違約金の支払いするような契約になっていた関係で、その買い取りができないということになりますので、今、保護者負担で用意していただいている部分については3年までそれを使っていただいて、その方にも学校で用意したのも改めて配付をしますということで、ただ、家へ持って帰るのはどちらか一つを自分で選べるように、両方とも同じ使い方ができますので、例えば、自分のものを家に1台は置きっぱなし、あと、学校のは学校で、通学のときは持たないという使い方のとか、そういった形で利用していただくというようなことになると思います。

それと、網戸ですけれども、多分、商業でエピペンなどは用意ができてないと思います。刺されれば目の前の救急病院に、ということになると思います。

谷委員

あるのではないですか。ないでしょうか。小中学校にはありますよね。

参事教育環境支援課長事務取扱

小中学校は、保護者の方が、エピペンの必要なお子さんがおられる場合に、子供が持っているケースと、それから学校へ預けているケースがあります。そういう必要な場合に関しては、やり取りを学校がしながら、対応しております。

西森委員

目の前の病院に行けば間に合うということでもよろしいですね。

分かりました。

山本教育長

それと、かるぼーとについては理事の方から。

貞廣理事

かるぼーとのご質問で言いますと、展示室の天井の高さを低くというところで、これは7階の市民ギャラリーのことで、今、稼働間仕切りの操作性がすごく重く、そこを軽くするというようなご提案があったということと、ほかの全国的な美術館等々もマックス5メートルのところが多いということで、6メートルを5メートルにすることによって、操作性向上と天井を低くすることにより空調のエネルギーの関係で、コスト削減というのはそういう意味のご提案でございました。ただ、長く親しまれる高い天井の意匠性というところでききますと、かるぼーとができた当初に「市民ギャラリーを作ろう会」というようなところで、日頃そういった展示される方などからご意見を多数

いただきまして、天井に制約があると展示がきれいにできないなど思いがあった中で今の天井高になっているので、そこを含めて検討した上でということで、多分メリットも、空調のエネルギーの関係などもありますし、あと、操作性の向上などもあります。メリットのある中において、どういうふうにしていくのかということで「ご提案いただいたけどまだ課題がありますよね」ということが、この文言になっています。

あと、エレベーターの視認性の話でいきますと、かるぽーとのエレベーターが少しくぼんでいますので。

山本教育長

乗る前の話です。

西森委員

そうですね。分かりにくいですよ。

貞廣理事

どちらが北か分からないと皆さん思われるところで、三角になっているところをフラットにして、乗るところが分かりやすくということですね。それとご提案にはありませんでしたけど、やっぱりあそこは風除室というものがございませんで、寒い空気、温かい空気を、夏冬ですが、多数の人が来ることにより、エレベーターが運んでしまいます。それが何とかならないかというような、冷気暖気の拡散についての対応策が、今後、業者が決まれば、それについてもなかなか難しいとは思いますが、協議しながら進めていこうということですね。

最後にご質問がありましたランニングコストの件ですけれども、ご提案はありまして、オプションの提案で、別途お金がかかる提案でしたので評価対象にはしていませんけれども、内容も検討する価値があるということで、やっぱりランニングは大事なもので、業者が決まればそのランニングコストも含めて検討していくということです。全部の質問を答え終わりましたでしょうか。

西森委員

全部お答えいただきました。ありがとうございました。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

次に、「第483回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

「令和3年3月市議会定例会提出議案一覧」と書かれた資料をご覧ください。

1の予算議案から順次ご説明いたします。まず、(1)「医療的ケア充実事業費」から(5)「高知チャレンジ塾運営事業費」までの5事業の減額補正、計14,001,000円の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして、臨時休業を行ったことなどに伴い、当初予定していた計画を見直し、中止や規模を縮小して実施した事業について、不用となった予算を減額するものでございます。

次に、(6)「奨学資金」の減額補正1,512万円の内容といたしましては、奨学資金の貸付に係る新規申請者の実績数等が、当初の見込みを下回ったことなどに伴い、不用が見込まれますことから、減額するものでございます。

次に、(7)小学校の「要保護・準要保護児童対策費」の減額補正1,500万円と(8)中学校の減額補正2,200万円の内容といたしましては、就学援助費の執行額が、対象児童生徒数の減少に伴い、当初の見込みを下回ったことにより、不用が見込まれ減額するものでございますが、具体的には、表に

ありますとおり、小学校では新1年生を対象に支給する予定の新入学準備費の申請者数が当初の見込みよりも少なかったこと、及び新型コロナウイルスの影響により、修学旅行の行程が変更になったことなどによるものでございます。中学校につきましては、給食の支給率が当初の見込みよりも下がったこと、及び小学校と同様に修学旅行の行程が変更又は中止になったことによるものでございます。

次に、提出議案一覧の2ページをお願いいたします。(9)小学校の「大規模改造事業費」10億円、中学校の4億1,000万円、特別支援学校の4,200万円、計14億5,200万円の内容といたしましては、経年劣化が進みます校舎や体育館の老朽化対策としまして、トイレの洋式乾式化やLED化、屋上防水や外壁改修などを行う大規模改造工事につきまして補正をするものでございます。具体的には、表にお示ししております各学校で工事を行うもので、14校14棟でトイレの洋式乾式化工事、7校8棟で建物を全体的に改修する老朽化対策工事を行うものでございます。これらにつきましては、来年度以降に計画していたものですが、国の交付金の採択が見込まれることから補正を行うものでございます。

次に、「公民館耐震診断事業費」の減額補正7,796,000円の内容といたしましては、鏡吉原公民館、鏡梅ノ木公民館、西谷公民館、春野公民館仁ノ分館が旧耐震基準の建物であるため、耐震診断を実施しましたが、入札による請負差額などにより、不用となりました予算を減額するものでございます。

次に、提出議案一覧の3ページをお願いいたします。(13)「繰越明許費の設定」についてでございます。内容といたしましては、先ほど説明いたしました小中学校の「防災機能強化事業」や「大規模改造事業」など5事業のほか、社会教育費の「文化施設利用者補助金」や「土佐神社保存整備事業費補助金」など9事業につきまして、適正な業務履行期間を確保するため、計1,796,433,000円を繰越予算の上限額として設定しようとするものでございます。3月補正予算に関連するものは、以上でございます。

次に、令和3年度当初予算についてご説明いたします。資料集の1ページ「令和3年度教育費予算の概要」と書いた資料をご覧ください。令和3年度当初予算における教育費予算につきましては、表の一番下の合計欄にございますように、来年度は総額9,675,428,000円となっております。令和2年度と比較しますと1,214,533,000円、率にして11.2パーセントの減少となっております。

予算増減の主なものとしましては、まず、「1 教育総務費」の要因のところの増減欄で、約1億6,400万円の増額になっておりますが、それにつきましては「教育指導費」におきまして、GIGAスクール構想用に整備した高速大容量通信ネットワークの運用保守費やタブレットのセキュリティ対策ソフトの購入費、電子黒板のリース費用などが増加することにより、学校教育情報化システム管理費が106,227,000円増額となるほか、タブレット端末などの利用に関する疑問や、トラブルへの対応について学校を支援するため、GIGAスクールサポーターを配置することにより、990万円増額となることなどによるものでございます。

次の「2 小学校費」約7億8,300万円の減額につきましては、「教育振興費」におきまして教師用教科書、指導書の購入冊数が、教科書採択2年目のため減少することにより、教材整備事業費が128,507,000円の減額となるほか、「学校建設費」におきまして、ブロック塀の改修予算が令和2年度で完了したことなどにより、防災機能強化事業費が3億9,900万円減額となることなどによるものでございます。

次に、「3 中学校費」約1,800万円の増額につきましては、「教育振興費」におきまして教師用教科書、指導書の購入冊数が、教科書採択初年度のため増加することにより、教材整備事業費が31,539,000円増額となるほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に修学旅行を中止した学校において、3年度に実施することとしたことから、要保護・準要保護生徒対策費が22,232,000円増額となり、また、「学校建設費」におきまして、校舎などの外壁の落下防止対策

工がありませんことから、防災機能強化事業費が5,300万円減額となることなどが要因でございます。

次に、「4 高等学校費」約5,200万円の減額につきましては、商業高校におきまして、来年度は大規模な改修工事が無いことから、施設整備費が61,794,000円減額となることなどによるものでございます。

次に、「5 特別支援学校費」の約500万円の減額につきましては、来年度はブロック塀の改修工事がありませんので、防災機能強化事業費が1,300万円減額となるほか、新型コロナウイルス対策として感染リスクを低減するため、スクールバスの運行を2便から3便へ増やしておりますことから、8,218,000円増額となるものでございます。

次に、「7 社会教育費」約7億6,400万円の減額につきましては、「社会教育総務費」におきまして、来年度はかるぼーとの中央監視設備や火災報知設備などの更新費用3億4,000万円や、春野文化ホールの長寿命化整備事業3億円が減額となることによるものでございます。

最後に、「8 社会体育費」の約2億700万円の増額につきましては、「体育施設費」におきまして東部総合運動場テニスコートの改修により、177,212,000円増額となるほか、総合運動場プールのボイラー改修により、26,597,000円増額となることによるものでございます。

続きまして、議案一覧の3ページにお戻りいただきまして、予算外議案の説明を申し上げます。市第60号「高知市運動場条例の一部を改正する条例議案」でございます。資料集の2ページに新旧対照表を掲載しております。内容といたしましては、大原町にございます総合運動場内の自動販売機ですが、今まで運動場条例に基づき物品販売の許可を行ってございましたけれども、令和3年度から、一般競争入札による行政財産の貸付けに移行するため、運動場条例の「別表2」から自動販売機を削除するものでございます。

次に、(2)「高知市東部総合運動場管理条例の一部を改正する条例議案」でございます。こちらも資料集3ページに新旧対照表を掲載しております。内容といたしましては、東部総合運動場の多目的ドームは1日の使用料を定める規定はあるものの、その1日の使用時間を定める規定がないことから、別表1を改正し、規定の整備を行うものでございます。

最後に、(3)「高知市土佐山西川複合集会所条例の一部を改正する条例議案」でございます。資料集の4ページに新旧対照表を掲載しています。内容としましては、複合集会所は消費税率の引上げに伴う使用料の改定により、1時間の使用料が120円、午前及び午後の4時間の使用料が500円となっております。午前、午後の区分の方が割高で利用が入りませんことから、その二つの区分を削除しようとするものでございます。説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

まず、今いただいた一覧の1ページ目の(8)ですが、(8)というよりは、その(7)(8)の下ですが、「就学援助費の執行額が、対象児童生徒数の減少等に伴い」ということでありまして、ちょっと正直このご時世で驚いたというか、「あっそうなのか」と思いましたが、これは端的に数字を出せば減っているということに尽きるとは思いますけれど、何かお分かりになる事情があればという点でございます。あれば結構です。

それから、2ページで細かいことですが、(9)(10)(11)で大規模改造事業費になっていますでしょう。ずっと今まで改造でございましたか。改修と言わずに改造と言うのですね。

教育政策課長補佐

はい。

西森委員

リノベーションかと思いついて見ましたが、そうですね。分かりました。

あと、今回、多くのトイレが洋式乾式化されて、非常にいいことだと思っておりますが、商業高校は難しいのでしょうかということが1点。この間、商業高校に見学に行ったときに、これを全部直すと2億かかるというような話も聞いて驚きました。

それから3ページの(3)「繰越明許費の設定」ですが、土佐神社と朝倉神社の保存整備事業費という補助金がありますでしょう。昨日か一昨日でしたか、沖縄で孔子廟のことで違憲判決が出たわけですが、これは政教分離の観点で問題ない整理があるということによろしいですよということでございます。以上です。

山本教育長

まず、1点目、1ページの就学援助の「要保護・準要保護」ですけれども、対象児童生徒数の減少というか、児童数全体が減っていますので、同じ率であっても対象者は減ってくるということで特に困っている子が減ったということではなく、分母の方が減ってきたということでございます。

それと神社の部分ですけれども、これは文化財指定を受けている部分の改修費について、国費と県費の補助がありまして、それに市の補助をプラスするというもので、今回、繰越明許をするのはそれぞれ工事の都合によりどうしても工期が延びてしまって、それに合わせて、2か年計画であったものが3か年になったりすることによりまして、繰越をするものがございます。文化財にも補助金は当然入っていますので、法的には問題がないものとなっております。

教育政策課長補佐

大規模改造事業というのは、国の補助金のメニューが大規模改造になっていたと思います。それを基に高知市の事業名も考えています。

山本教育長

商業高校のトイレについては設計の予算要求をしましたけれども、確か今回はまだ通っていないかと思っております。ただ、ご指摘いただいたように、商業はずっと全体のリフレッシュをおっしゃっていましたが、それはなかなか難しいので、とにかくトイレだけを東西に分けるような形で改修しようということ、来年度の予算に向けてはトイレ改修をしていきたいと思っております。そこはまた、中水と言いまして、処理水をきれいにしてまた流すようにしていますので、どうしてもきれいにならずに、ろ過しきれない水が茶色い水が流れたりしていたので、余計汚くなっていますので、そこも含めて中水を止めて、あそこは地下水がありますので地下水に切り替えればどうかということも検討しているところでございます。

西森委員

是非よろしく願いいたします。

谷委員

学力向上対策事業費など、コロナの関係だと思っておりますが、こういったものが減額になっています。具体的にどのようなものが減額になったのでしょうか。

弘瀬教育次長

学力対策事業費は、到達度調査を実施しなかった分です。3番の教職員研修は夏季研です。夏でやっています夏季研が県外講師を呼ぶ関係等々もありまして、当初から難しいだろうということで中止をしたものです。

谷委員

教育研究奨励事業とは何ですか。

弘瀬教育次長

市教研の補助金です。

谷委員

そうしたら、今年はかなりそういう研修ができないままになったということですね。

弘瀬教育次長

そうです。市教研，市人研，それから各種研究大会も結構全国大会レベルのものなどを予定していましたが、例えば一宮中が全国道徳を受けていましたが、ただ、一宮中の場合は規模を縮小して、時期をずらして研究発表としては行うことができたので、一定その成果発表の場はあったと聞いておりますし、全国の社会の中学校はなくなったけれども、せっかくなので作った資料は広く配布しています。

谷委員

ですが、配布したとして、それほどのことではないですよ。

弘瀬教育次長

お金をかけていますので、一応成果普及というような形で行われたと聞いております。

谷委員

本当に厳しいですね。分かりました。

野並委員

(6)の奨学資金のことですが、コロナの関係ですごく生活がいろいろ困難になるということで、逆に奨学資金の希望の方が増えそうなイメージがありますが、極端に52から22に減るということが、この解釈はどのように、逆にすぎすぎて皆止めてしまったというようなことを意味しているのでしょうか。

山本教育長

この52は、予算上でこれだけ申請が来るだろうということで毎年確保している数字でして、実績の22は昨年と比べてほとんど変動がありません。ただ、多くの方が来ても対応できるようにということで、毎回予算だけは多く取っていますけれども、これだけの人数しかいなかったということですね。あと、国の方が給付型の奨学金などを充実させてきていますので、やはりまず給付型の奨学金を利用するというので、ただ、あちらはいろんな基準があったりしますし、こちらの場合はそこはないですし、あと、プラスその給付型を受けながらこちらの方を受けることもできますので、例えば県外に出る場合などでお金が要る場合には、両方合わせている方もいますので、例年とほぼ変更はない形になっています。

森田委員

トイレのところですが、もちろんこれは審議事項ではないですが少し参考までにお聞きしたいのは、トイレの洋式化のところですね。男性トイレ、女性トイレ、みんなのトイレというか、それもリニューアルされるのか。要するに、今、「にじいろのまちパートナーシップ条例」とあるので、例えばですけど、プレートの貼り方なども男女というよりも、車いすもあれば、みんなのトイレという表示もあって、本当に虹色の七色の看板で、国際中学校か高校でちょっと見ましたけど、表示もいろいろなやり方やデザインがあるので、そういうことも考えてもらえれば良いと考えた次第です。

山本教育長

改修の関係がありますので、基本的には男女という分け方と、あと、障がい者用トイレはなんとか確保して作っていくような形にしています。先ほどもおっしゃっていただいたようなジェンダーフリーの考え方で言いますと、例えばサインで、男性のものは青、女性のものは赤というような固定観念がありますので、以前は両方とも色を一緒にするとかフロアによって色を分けるけれども、色は男女とも同じにするような形の考え方で整備した例もあります。けれども、どうしても視覚的にということもありまして、青と赤になったりもしています。ただ、おっしゃっていただいたことは、これから考えていく必要があるかと思っておりますので、障がい者用トイレということではなく、そういうみんなのトイレというか、そのような形もちょっとまた検討していきます。

森田委員

すごくいろんな種類があるということを自分も調べて見て、「侍」や「奥方」など、見ていて面白いなと思ひまして。

山本教育長

トイレについてはメーカーが、全国のいろんなトイレの改修事例の本を作られていまひて、情報提供をいただひていまひますので、それもまた参考にさせてもらひたいと思ひます。

谷委員

多目的トイレは全然違ひう話ですか。

山本教育長

それは障がい者用トイレです。車いすでも入って、中で展開ができる形で洋式便器を置いて、それと手すりなども移りやすいように、両側に付けたりなど、そのような形になります。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

それでは、次に日程第3に戻りまして、市教委第4号「令和3年4月1日付け教職員の人事異動について」を議題とします。この案件は、人事案件のため「秘密会」といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

山本教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時30分

署 名

教育長 _____

4番委員 _____